

学校法人 河野学園

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全教職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 3 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 当学園の課題

- ・ 同世代の男性教職員に比べ、女性教職員の育成が遅れがちになっている。
- ・ 男女を問わず、年次有給休暇の取得率が低い状況にある。

3. 目標と取組内容・実施時期

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標 1 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

係長級以上に占める女性教職員の割合を45%以上にする。

<取組内容>

- ・ 上司等により O J T (On-the-Job Training) を積極的に行なう。
- ・ 研修等に参加することにより、女性職員の意識改革を進める。

<実施時期>

- 令和 3 年 10 月～
 - ・ 各部門における係長級以上の女性の配置状況を確認・整理する。
 - ・ 各部門における分掌・役割分担を見直す。
- 令和 4 年 4 月～
 - ・ 業務の幅を広げることができるよう分掌等を見直し、適切に配置する。
 - ・ 内外の研修等に参加できる機会を増やす。
 - ・ 上司等による O J T を意識的に進める。
- 令和 7 年 4 月～
 - ・ 係長級以上の女性の配置状況を確認する。
 - ・ 研修等への参加状況を確認する。
 - ・ O J T の実施状況を確認する。

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標 2

男女ともに年次有給休暇の取得率 (取得日数 / 付与日数) を60%以上にする。

<取組内容>

- ・ 年休が取得しやすい職場環境の構築に努める。
- ・ 日常的に管理職が年休の取得状況をチェックし、年休の取得を促す。

<実施時期>

- 令和 4 年 4 月～
 - ・ 各部門における男女それぞれの年休の取得状況を確認・整理する。
- 令和 5 年 4 月～
 - ・ 管理職等が積極的、計画的に年休を取得するように呼びかける。
 - ・ 部門ごとに年休が取得しにくい職場環境についてチェックし、その改善策について検討する。
- 令和 7 年 4 月～
 - ・ 部門ごとに年休の取得状況を確認し、改善が進んでいるかチェックする。
 - ・ 各部門で改善できないような課題があれば、法人全体で改善方法を検討する。